

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

120 トリナトリウム＝2，2'，2''－ニトリロトリアセタート (2)－1277

127 オークレゾール (3)－499

(4)－57